

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令案  
について（概要）

厚生労働省年金局年金課

1. 改正の趣旨

- 老齢基礎年金の額を勘案して定めるとされている老齢年金生活者支援給付金の所得基準額等について、国民年金法（昭和34年法律第141号）第27条本文に規定する老齢基礎年金の額の改定に基づき、所要の見直しを行うもの。

2. 改正の概要

（1）所得基準額の改定について

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成30年政令第364号。以下「施行令」という。）第1条に規定する年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する政令で定める額を、778,900円から昭和31年4月1日以前に生まれた者については787,700円に、同月2日以後に生まれた者については789,300円に改める。

（2）補足的所得基準額の改定について

施行令第6条に規定する法第10条第1項に規定する政令で定める額を、878,900円から昭和31年4月1日以前に生まれた者については887,700円に、同月2日以後に生まれた者については889,300円に改める。

3. 根拠条項

法第2条第1項及び第10条第1項

4. 施行期日等

- 公布日：令和6年6月下旬（予定）
- 施行期日：令和6年10月1日